



すくも

市議会だより

第78号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成二十七年六月十五日に開会し、十七日間の会期で七月一日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の人事議案一件、「平成二十七年年度一般会計補正予算」など予算議案三件、「宿毛市国民健康保険条例の一部改正」など条例議案二件、「市道路線の認定について」などその他議案七件の合計十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

最終日には議員から「宿毛市議会会議規則の一部改正」及び意見書案二件が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第三、四号)

今回の補正予算は、総額で四億千三百二十六万千円が増額補正され、累計で百十億二千百十万三千円となりました。

(歳出の主なもの)

○防災情報伝達システム整備事業

……………三億九千八百十万円

六月定例会日程

| | | |
|----------|-----|-----------------------|
| 6月15日(月) | 本会議 | 開会、議案上程 提案理由の説明 |
| 16日(火) | 休会 | 議案等精査 |
| 17日(水) | 休会 | 議案等精査 |
| 18日(木) | 休会 | 議案等精査 |
| 19日(金) | 休会 | 議案等精査 |
| 20日(土) | 休会 | |
| 21日(日) | 休会 | |
| 22日(月) | 本会議 | 一般質問 |
| 23日(火) | 本会議 | 一般質問 |
| 24日(水) | 本会議 | 一般質問・議案質疑 |
| 25日(木) | 休会 | 委員会審査 |
| 26日(金) | 休会 | 委員会審査 |
| 27日(土) | 休会 | |
| 28日(日) | 休会 | |
| 29日(月) | 休会 | |
| 30日(火) | 休会 | 委員会審査 |
| 7月1日(水) | 本会議 | 委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会 |

- 旧県立宿毛病院跡地用地購入及び整備工事費……………千五百万円
- 社会保障・税番号制度システム整備委託料……………八百二十万三千円
- 斎場自家発電装置整備工事……………千二百九十六万円
- 山地災害防止工事費……………二千一万円

◎水道事業会計(議案第五号)
上水道及び東部広域簡易水道配水管整備事業費を減額し、簡易水道配水管整備事業費を増額しようとするもので、総額で五千八百四十万円を追加しようとするものです。



条例

◎宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、国民健康保険税の課税の特例の施行期日を変更しようとするものです。

◎半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

半島振興法の一部を改正する法律及び地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、適用期限を平成二十九年三月三十一日まで二年間延長するとともに、対象業種を新たに追加するものです。

その他

◎工事請負契約の締結について

六月十五日に議決した防災情報伝達システム整備事業(補正予算)を実施するにあたり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国と三億八千二百万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎市道路線の認定について

横平山田線、横平山田四号線、横平山田五号線、横平山田六号線の四路線について、道路法第八条第二項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

◎あらたに生じた土地の確認について及びあらたに生じた土地の字の区域の画定について

県道安満地福良線改良工事に伴い、宿毛湾港区域内及び榮喜漁港区域内における公有水面にあらたな土地が生じたため、地方自治法第九条の五第一項及び第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会の欠席理由に「出産」を明記するものです。

人事案件

平成二十七年第二回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦

乾 均 氏 (新任)

提出された議案等

| 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
|-------------|---|------|
| 第1号 | 専決処分した事件の承認について | 承認 |
| 第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 同意 |
| 第3号 | 平成二十七年年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 第4号 | 平成二十七年年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 第5号 | 平成二十七年年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 原案可決 |
| 第6号 | 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第7号 | 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第8号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 第9号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 第10号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 第11号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 第12号 | あらたに生じた土地の確認について | 原案可決 |
| 第13号 | あらたに生じた土地の字の区域の画定について | 原案可決 |
| 第14号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 第15号 | 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について | 原案可決 |
| 意見書案 第1号 | 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書について | 原案可決 |
| 第2号 | 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について | 原案可決 |

一

般

質

問

六月定例会の一般質問は、二十二日から二十四日までの三日間に十一人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



原田 秀明 議員

東京オリンピックに向けた宿毛市の取り組みについて

問 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、事前合宿の誘致や選手の育成、地場産品の世界への売り出しなど、オリンピックの遺産を残すために行動するべきではないか問う。

答 オリンピック参加選手の招致や地場産品の売り出しは大変貴重な取り組みではないかと考えているが、宿毛市単独では厳しい面もあると思うので、高知県と連携を図る中

で受け入れ可能な競技や地場産品の活用を模索し、オリンピック選手の受入態勢などをとれないか検討していきたい。

小深浦の高台整備について

問 小深浦の高台整備の内容と進捗状況、終了の時期を問う。

答 国の都市防災総合推進事業を利用し、大規模災害発生時の避難場所及び長期浸水時に仮設住宅等の二次避難場所へ移動するまでの間、避難生活を営むことのできる広場の整備を目的としており、平成二十五年年度から土地鑑定評価、測量設計、用地取得に着手し、用地取得は約九割完了している。完了予定は、用地取得や国の予算割り当てなど不確定な部分もあり、市の財政状況

も考えると数年はかかると思われる。

問 整備後は給食センターや保育園、小中学校など、公共施設の高台移転をおこなう一定の計画があるのか問う。

答 公共施設の移転等の計画が詰まった段階で関係省庁と協議をしていく必要がある。その際には都市防災総合推進事業の一部返還金が発生する可能性はある。現時点ではこの地域に避難場所の整備が急務であることに加え、将来に向け可能性のある形で整備していくことよって行政側の柔軟な対応ができるものと考えている。

津波が予想されるエリアの国土調査について

問 津波被害対策の緊急性が高くなる中、市内で津波被害が予想される地域での国土調査の実施状況を問う。

答 海岸沿いの実施状況は、藻津から高砂まで完了して、大島と坂ノ下以南の区域は、未実施になっており、浸水想定区域百二十五ヘクタールの

うち、実施済区域は四九%の六十一ヘクタール、未実施区域は五一%の六十三ヘクタールとなっている。

問 津波被害が予想される地域への今後の国土調査の実施について、市長の考えを問う。

答 今年度に宿毛、与市明の一部を予備調査し、四年から五年かけて現地調査する計画になっており、次については各種の事業を考慮する中で優先順位を踏まえて決定し、市民の皆様にもできるだけ情報の提供をしながら実施していきたいと考えている。



松浦 英夫 議員

投票率の向上対策について

問 今回の選挙における投票率は七一・〇一%と、これまで十七回行われた市議会議員選挙で最低の投票率となった。

投票率が下がることは民主主義の危機であるといわれている。そこで投票率が低下する原因についてどのように考えているのか問う。

答 その要因は、一概にはいえないが、特に若い世代の有権者に選挙離れが進んでいることが大きな要因になっている。

問 投票率の向上に努めることが、選挙管理委員会としての大変重要な任務であるが、このことについてどのように認識しているのか問う。

答 選挙権は行使されてこそ意味がある。投票率の向上に取組んで行くことは選挙管理委員会の主要な職務の一つである。選挙を公平、公正に実施するとともに、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題である。

問 今回の市議会議員選挙において、投票率向上に向け、どのような取組みを行なってきたのか問う。

答 より投票しやすい環境の整備に力点を置いた。期日前投票の簡素化を図る中で、有

権者の利便性の向上や心理的負担も軽減につながった。その結果、期日前投票の投票数が前回より五%、二百人増加した。

問 マスコミ等では、最近、若者の選挙離れが進んでおるといわれ、大変大きな問題となっている。一方、選挙権年齢を二十歳以上から十八歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が成立した。

宿毛市での市民の投票行動において、年代別の状況について問う。

答 二十代が三八・二%と最も低く、六十代が八九%と一番高くなっている。

問 現状における若年層の投票率が低下していることを考えると、若い人たちに、政治に参加する意識を高める取組みが大きな課題となるがその取組みについて問う。

答 将来を担う若者が、政治参加の意義や選挙について関心を高め、理解を深めることは極めて大切なことである。主権者としての意識を高める教育の充実が急がれており、県や教育委員会と連携を図り

対応していく。

問 今回の市議会議員選挙では、七世帯十三人が生活されている沖の島の長浜地区には掲示箇所がなく候補者の顔が見えない状態であった。今後このようなことがないように、設置場所について十分に精査をし、有権者の皆さんに候補者の顔が周知できるように取組みが必要ではないか問う。

答 議員の指摘を真摯に受けとめ、今後そのようなことがないように、万全の体制で取組みさせていただく。



高倉 真弓 議員

健康について

問 県はフッ素入り水溶液でうがいを実践している自治体は、虫歯が少ない傾向にあるとして推進している。

保育園、学校現場に取り入れる計画はないか問う。

答 子どもの歯の健康の重要性については、以前より認識をもっており、保育園での毎給食後の歯磨き指導、定期的な嘱託歯科医による検診等を行っている。フッ素洗口についてはその効果と安全性について科学的に立証されている。今後、各保育園において年度内の着手を目標に、現場職員の理解も含め、取り組んでいきたい。

小中学校におけるフッ素洗口は、校長会や教育研究部会などにおいて、県職員が説明に来るなど、学校現場に対しては一定の周知が図られているものと考えている。現在は、幼稚園で実施されているものがあるが、市内の小・中学校では取り組んでいない。

教育委員会としては、県や市長部局と連携をする中で、保護者への周知や理解を得ることについて、研究していきたいと考えている。

問 学校施設の敷地内禁煙について、受動喫煙や子どもの健康の観点から問う。

答 市内小・中学校十四校のうち、敷地内禁煙二校、建物内禁煙十二校となっている。建物内禁煙についても子ども

達に影響が及ばないところに喫煙場所を定めるなど、十分な配慮をしているが、今後も校長会等を通じて十分に留意するようお願いをしていく。

災害等非常時の情報収集について

問 災害、非常時の情報収集と市民のとるべき対応について問う。

答 現在の情報伝達手段としては、防災行政無線の音声放送、携帯電話の緊急速報メール、ホームページへの災害情報の掲載、Lアラートを通じたテレビのテロップ放送やラジオからの報道等がある。防災情報伝達システム整備事業により、平田、山奈、橋上地区等においても、屋外子局を整備する予定である。

さらに、本事業によって、スマートフォン防災アプリを宿毛市版に改良したもの、カスタマイズしたものを作成して、火災等の災害情報を無料で配信することで、文字による情報伝達もできるような体制を構築することになっている。

市民のとるべき対応については、災害の規模によっては、

機能不全となることも想定されることから、行政からの情報を持つだけでなく、御自身でも積極的に情報を収集していただくと共に、自主防災活動を通じた共助による情報伝達も重要な手段であると認識している。



山本 英 議員

財政状況と 企業誘致について

問 財政調整基金の現状と財政改革策及び有効な企業誘致活動について問う。

答 残高は十八億三千万円で、自主財源の増収が見込めない中、経常経費や事業費の節減、無駄の排除に努め、健全な財政運営ができるよう努める。企業誘致については、引き続き県と連携し有効な企業誘致に努める。

平成二十五年度の海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致請願採択について

問 請願議決の有効性と取り組み姿勢を問う。

答 誘致するためには、国、県周辺市町村及び宿毛市民の理解と協力がなければ実現は困難、しかし寄港していただければ経済効果があり、クルーズ客船だけでなく、自衛艦船にも活用していただけるよう取り組む。

問 自衛隊の誘致については安全保障の認識が重要。我が国の周辺には軍備を増強する覇権主義の国や制御不能になりそうな国があり、抑止を確実にするためには力の均衡を図りなおす、リバランスが必要である。ここに注目すれば宿毛は瀬戸内海や東京湾より即応体制が充実し、我が国の平和に貢献する意義がある。香南市は陸自の連隊を誘致し、年間二億円以上の増収があり、財政の抜本対策になっている。市長の所見を問う。

答 基地化を進めていくには、市民、漁業関係者等と時間を

かけて協議する必要がある、直ちに推進することは困難である。

防災対策について

問 対策本部の設置場所、情報収集策、防災広域連合及び液状化について問う。

答 本部の設置場所は状況により三カ所を考えている。情報の収集には法整備が進めばドローンや今回導入するシステムに付加できる被害監視カメラの設置について研究する。提案の紀伊水道側の二府八県の関西広域連合に習う豊後水道側の広域連合については、県を交えた協議の場で議論する。液状化は、県防災マップでの予測の範囲を出ない。根本的対策には莫大な予算が必要。震災対策全般の中で対策を検討する。

学校教育について

問 小中一貫教育等、愛国心教育について問う。

答 小中一貫教育は、県内外の効果のあった先進地事例を

も積極的に取り入れ、九年間を見通した教育活動に努めている。また、愛国心教育は国旗国歌を尊重する態度を育てること、「宿毛の二十一人」を使い故郷を愛する心の醸成に努めることで日本人としての自覚を養うようにしている。



山上 庄一 議員

防災・減災・ 事前復興について

問 避難経路沿道のブロック塀等の危険箇所の把握はされているのか。それらの対応は、どのようにされるのか。

答 危険箇所の把握は、明確にできていない。今年度より県、市及び自主防災組織が連携し、三年をかけて現地点検を行う。先日、宇須々木地区から作業を開始したところで、今後、把握ができていくものと考えている。ブロック塀の撤去、改修に

対し、上限で二十万五千円の助成を行っており、ぜひ活用頂きたい。

ふるさと納税について

問 今年度は、インターネットの会社に委託したとのことだが、どの企業に、どのような条件で委託し、また、今年度の目標は幾らか。それに、還元率はどのくらいか。

答 株式会社トラストバンクと契約し、受領書の発行等、返礼品の品質、発送、在庫管理や苦情対応、今後、急激にふえた場合も、寄附された方に適切な対応が可能になると考えている。

トラストバンクに対し、寄附額の八%を支払う。また、クレジット決済を当サイトで行うため、導入費用三万円、月額基本使用料一千五百円、代理納付システム使用料として、寄附額一%を支払う条件で、別途、ヤフー株式会社と契約をしているため、市が支払う業務委託料は、寄附額の約九%となる。今年度の目標金額は、一千万円を計上している。還元率は、寄附額の三〇%

相当の返礼品を贈呈する。

人工透析の現状について

問 現在、市内には通院患者に対し人工透析ができる病院が一方所のように、交通費がかさみ、病院でも、待たされることも少なくないというが、市長は御承知か。何か改善策などがないか問う。

答 現在、市在住の透析患者の実数は五十五人。病院は、川村内科クリニックが三十四人、幡多けんみん病院が六人、四万十市立市民病院が三人、幡多病院が十一人、南宇和病院が一人といった状況で、通院に係る経費は、月八日以上の透析療法を受けている方に、往復距離と、通院回数に応じ、ガンリン代相当額を助成し、通院実績に基づき、半期ごとに支給している。

大島橋の架け替えについて

問 昨年度、概略(予備)設計までされたが、今後、どのようなスケジュールになるのか。

答 昨年十月に予備設計を完了し、今年度、詳細設計を発注する計画であったが、廻角橋のかけかえ完了後に、事業を進めたい。

与市明川の河川改修断面を阻害している廻角橋のかけかえが急務で、一橋を並行してかけかえることは、財政的に困難であり、理解頂きたい。



川村 三千代 議員

宿毛マラソン大会について

問 参加者が減少、逆に辞退者の割合が増加した点についての検証を求め、また、大会の名称、開催曜日、種目、コース等今後の改善点、対策について問う。

答 宿毛花へんろマラソンを検証し、運営、準備を行い、特に大きな問題もなく、一定の成果をあげられたとは感じているが、実際参加者が目標を

下まわっていることから、開催時間、スタート時間、大会名称、後夜祭等協議検討を重ねる必要がある。様々な点でアピール、宣伝不足な面があるが、今回辞退された全選手に参加賞を郵送し、宿毛のPRと次回大会への参加を呼びかける取り組みを行った。交流人口の拡大、地域振興の象徴的なイベントにしていこうという思いを持って、実行委員会総会で総括し、特徴を活かした大会として次回へとつなげていきたい。

産業祭について

問 春、四月開催に移行し、マラソン大会と同時期となった産業祭について、イベント内容も含め、今後の取り組みを問う。

答 マラソンの時期と非常に近く、総合運動公園の利用制限期間が長期化し、ご不便をおかけした面もあるが、概ね理解を頂いている。議員から提案のあった二つのイベントをリンクすることも含め、反省、改善を行う中で、特産品を活用した新たな試みを模索していききたい。今後も来場者のニ

ーズに対応し、本市の産業の発展を目指し、イベント内容の充実に取り組んでいきたい。

空き家対策について

問 五月二十六日に空き家対策特別措置法が施行され、勸告命令、強制代執行も可能となった中、本市としての対策、また、空き家の活用について問う。

答 昨年度より危険老朽空き家の除去に補助金を交付しており、昨年度は十四件を交付、本年度は三件を計上している。補助制度周知に関しては、広報及びホームページ、地域懇談会を活用し、相談、申請に對しては聞き取り、現地調査を行い、危険性、緊急性等を勘案し、地域の安全・安心の向上に努めていく。また、本年度より西町の地域振興住宅の一室を県外からの移住を検討されている方のためにお試し住宅として用意している。現在までに利用実績はないが、今後の利用状況やニーズに合わせて、議員より提案のあった地域の空き家をお試し住宅として活用することも積極的に検討してまいりたい。



山戸 寛 議員

自伐型林業について

問 自伐型林業を地域の活性化の一つの武器として、普及推進していくために、どこまで考えているのか。

答 十年後には宿毛市内で專業型の自伐林業チームが複数班稼働し林業整備を行っているのが理想である。二、三年後にはチーム一班の稼働を目指したい。

問 自伐型林業技術の普及のためにどのようなシステムを考えているのか。

答 幡多管内でもいくつかのグループが活動しており、本年五月発足の幡多地区小規模林業推進協議会といった枠組みを活用して、グループ間での連携、情報の共有、スキルアップにつなげて行きたい。また、本年度実施中のすくも森林塾よりも施業に特化し

た講座を別途開催することも検討したい。

問 山林の所有者が境界の画定を行いたいとする時に、市には何ができるのか。

答 山林所有者個人のみへの補助事業はないが、境界確定後の施業実施を考え、面的なまとまりの持てるものであるならば、森林経営計画の策定に向けた国の森林整備地域活動支援交付金を活用した境界の明確化を勧めることができる。小規模な山林でも、本交付金の対象山林に位置付けできる場所であるなら、境界明確化を図れる可能性もある。

問 小規模な設備での自伐型林業を展開するについて、市としてどのような補助が可能であるか。

答 緊急間伐総合支援事業では、自らの山林の搬出間伐の場合、ヘクターあたり十八万三千円を補助する。幅員二・五メートルの作業道の開設について一メートル当たり千円の補助を行う。また高知県では、小規模林業推進協議会の会員向けに林業機械のレンタル料の二分の一を補助する

事業を実施している。将来において様々な作業が進んでくるのであれば、市としても独自の対応を考えていかなければならない。

森林経営計画について

問 広葉樹を有利に販売するためには、森林経営計画の有無が大きな意味を持つ。計画の策定に対して、市としての程度の対応が可能なのか。

答 現在、森林経営計画は十二認定されているが、広葉樹林のみで策定されたものはない。既存の森林経営計画のすき間を埋める形で天然林を追加して行くとか、今後の活用を見越して積極的に天然林を計画区域に含めていくなどの対応を働きかけていきたい。策定手間の関係から、個人では難しい問題もあるので、計画の策定業務は森林組合や素材生産業者などに委託し、施業の実施はみずからで行うといった方法も提案していきたい。



山岡 力 議員

海上自衛隊の誘致について

問 平成二十五年四月十一日の防衛省への一回目の要望書は、海上自衛隊潜水艦部隊及び掃海部隊の誘致が主な内容であったが、平成二十七年二月二十四日の要望書には、「統合近傍作戦根拠地」という概念が記載されており、陸・海・空の部隊の誘致を要望している。一回目の要望書ではここまで具体的な内容ではなかったと思うが、このような内容の変容について問う。

答 要望書はあくまでも宿毛湾への自艦艦隊の寄港促進、そして食料や燃料等の安定的な供給等、宿毛湾の利活用について検討していただくように要望しているものである。

問 市長答弁と要望書の中身には矛盾がある。宿毛湾は日本でも有数の良港であり、県

内でもその漁獲量は群を抜いている。多くの人々が宿毛湾を生活の糧としているが、大きな不安の声がある。地元住民には勿論のこと、近隣市町村にもしっかりとした説明が必要であると思うが、市長の考えを問う。

答 基地化を目指して要望しているわけではない。宿毛湾港は公の港であるので、貨物船やクルーズ客船同様、自衛艦の入港についても制限できないものではない。一般航路を航海する船、客船が来る理由を市民の皆さんに一言言う必要はなく、自衛艦に関しても、権利として宿毛湾港に来るわけ、航路を通過して、漁業権が設定されてないところについては、自由に航行できるわけである。ただし、今後、説明する必要があるならば、宿毛市の取り組んでいることについては、市民の皆さん等に明らかにしていく、そういう必要があると感じた場合には、当然、私どもはしていかなきやいけないし、また、求められれば、説明する必要はあると思っっている。

問 宿毛湾の真の価値と活用について、基地化との関係に

おいてどのように考えているのか問う。

答 宿毛湾は豊富な魚種を有する豊かな海であり、養殖漁業だけでなく、一本釣りやまき網漁業等、宿毛市の基幹産業として地域経済の活性化に大きな貢献をしている。今後水産業の振興と豊かな環境の維持に取り組んでまいらなければいけないと考えている。基地という形で誘致をしていくわけではなく、自衛艦に寄港していただくことが、宿毛市の経済状況、社会状況の中で、大きく役に立つのではないかと現時点での考えで、この取り組みを行っている。



川田 栄子 議員

行財政改革について

問 前例の踏襲では新しい発想や活力は生まれにくい。職員の意識改革が重要と考えるが

市長の考えを問う。

答 職員の能力・年齢・地域にに応じてきちっと人事配置をすれば、職務を十分に遂行できると思っている。

問 行財政改革は、非常に厳しい中で行われなければならない。どの程度、市の財政が厳しいのか市民に納得のいく説明が必要ではないか問う。

答 大変厳しい財政状況であり平成二十六年度は財政調整基金の取り崩しを行なった。予算概要については五月、決算概要については一月の広報で示している。市民への周知が不十分とご意見については、平成二十八年度からの新地方公会計制度の導入により総務省から示された統一基準モデルによる財務諸表の作成を予定している。これにより全地方自治体が統一した様式となり、類似団体との比較分析が可能となり、わかりやすくなると思われる。平成二十九年度中には、平成二十八年度決算の財務諸表を作成し、ホームページ等で公表する予定である。

ふるさと納税の活用について

問 ふるさと納税の活用方法として、明日の宿毛のためにも若者の出会いと子育て支援へも活用すべきではないか問う。

答 ふるさと寄付金の活用については、条例で定められた事業のみ使うことが許されている。民間で自発的に行われている若者の出会い、新イベント等や新たな少子化対策等への活用については今後検討したい。

高齢者の尊厳と見守りについて

問 年を重ねるとともに、健康を失い、生きがいを失ってさびしい老後を過ごしている。できる仕組みがあっても人の絆がなければ作用しないと考えるが市長の所見を問う。

答 尊厳を保って地域で生活を続けることは重要であり、住民同士がお互いに支え合う互助が不可欠であると考ええる。

遠隔地の交通手段について

問 公共交通には多額の補助金をだしているが、遠隔地の声がどこまで反映されているのか問う。

答 公共交通空白地域の移動手段の確保は解決しなければならぬ大きな課題であると認識している。今年度予算で、地域公共交通に精通したコンサルタント会社に委託し、最も効果的で効率的な運行体制について検討したい。

国土調査について

問 近隣市町村の進捗状況を問う。

答 四十市三七・二%、土佐清水市九・六%、大月町五一・二%、三原村完了である。

問 行政主導で早期取組みをすべきでないか問う。

答 早期に実施していかなければならない。そういう状況は強まっていると思っている。



野々下 昌文 議員

地方創生について

問 長期ビジョン及び地方版総合戦略策定に向けた取り組みの現状について問う。

答 長期ビジョンの策定状況は、四月二十二日付で基礎調査等をコンサルへ委託しており、又、地方総合戦略については、広く意見を聞くため、行政職員や商工、漁協、農協、森林組合等の実務者による専門部会を設置し、一般市民や、中高生二千名を対象に、結婚・出産・子育てや、進路・就職などについてアンケートを行っており、人口ビジョン、総合戦略に反映していきたい。

問 全国各地で導入が進んでいる地域経済政策にエコノミックガーデニングという手法がある。本市の総合戦略に取り入れることができるのではないか問う。

答 提案を受けて、初めてこのような手法があることを認識した。貴重なご提案であり、現時点で専門部会でも協議されていない内容である。今後、推進本部会議の場で研究、検討させていただく。

ワンダムの設置について

問 市民からの設置の要望もあるが、本市での取り組みは出来ないか問う。

答 犬を飼われている多くの方にとっては、家族同然であると同時に、ドッグランで思う存分遊ばせてやりたいという思いは十分理解できるが、本市の財政状況、設置場所等、総合的に勘案すると現段階での設置は困難であるが、近隣の施設の設置状況や、管理運営方法など、関係者の皆さんの話も聞く中でよく検討したい。

問 現在、県が所有する高砂の公園へドッグランの設置を求めて署名をはじめた市民グループもある。市長の所見を問う。

答 市民の皆さんが、そのような形で関心が高いことを改

めて認識をした。
県下の皆さんの要望に応える
という中で、いろんな角度か
らどこまでできるのか検討を
したい。

生活困窮者自立 支援制度について

問 今年度より新たに生活困窮者自立支援制度が始まり、必ず取り組むべき事業となっている。当該制度の周知方法について問う

答 生活保護にいたる前のセーフティネットとして導入され、必須事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金事業などがある。周知については、委託先である宿毛市社会福祉協議会の社協だより「ふれあい」四月号で当該制度を取り上げ、市広報に同封して各世帯に配布を行い、そして、各地区民生委員を通じ周知を図っている。

又、今後は、市のホームページやフェイスブック、チラシ等を活用して、一層の周知を図っていく。



寺田 公一 議員

宿毛小学校裏の物件 移転調査の結果と今後について

問 宿毛小学校裏の物件移転調査については、どのような調査結果がきて、今後どのように進めていく予定なのか問う。

答 物件移転補償金の総額としては、一部概算部分もあるが、約一億四千五百万円程度になり、土地代を含めた総額としては、約二億円程度になる見込みだ。今後の予定としては、具体的な用地交渉に向けて、用地の鑑定評価を実施するための補正予算を計上していきたいと考えており、地権者にも理解をいただく中で、来年度予算において、用地等の取得予算を計上したいと考えている。

市道の安全対策について

問 二ノ宮の県道四号線と市

道が交差する地点は、事故が非常に多く危険だ。今後、中村宿毛道路の和田インターが開通すると、今以上に危険度が増すと思うが、安全対策について問う。

答 この交差点は、農道を含め、変則的な交差点状況となっており、以前から、警察署と土木事務所と協議してきた経緯がある。基本的な解決に至っていないのが現状だ。抜本的な形で、どう改善していくのか考えている。

問 土居下の県道四号線と市道桜町藻津線の交差点は、近くに保育園もあり、交通量も多い。例えば押しボタン信号機をつけるとか、安全対策を図るべきと思うが考えを問う。

答 当交差点は、市道から二ノ宮方面に左折する際、県道に右折車があると、通行しづらくなる場合があるので、警察署と土木事務所と交差点の安全対策について協議していきたい。

また、河戸堰の駐車場からの子供たちの送迎については、民間の協力による標識等の設置もあるが、小さな子供たちが通ることを考えると、全体

として何らかの対応をすべきと考える。

問 先日、若い命が奪われる哀しい事故が起こった市道桜町藻津線は、宿毛市においては数少ない街路樹のある市道だが、街路樹が邪魔になり視界がとりづらくなっている、街路樹すべてを撤去して、明るく見通しの良い街路にすべきと思うが考えを問う。

答 街路樹の必要性は、景観面だけではなく、危険な道路横断の防止や、車両の衝突軽減、真夏の木陰形成、雨天時の水はね防止など、様々な役割を果たしている。

しかし、本路線は事故が多発している状況にあり、交差点の街路樹の一部を撤去した。今後も、街路樹の管理については、管理方法も含めて、適正管理に努めていく。



選挙管理委員及び 補充員の選挙

平成二十七年七月二十三日に任期満了となる選挙管理委員及び補充員の選挙を行い、次の方が当選されました。

○委員(四名)

土居 利充氏

山奈町山田二八八五番地

島内 千尋氏

山奈町芳奈一三八九番地三

三浦 開氏

松田町八番七十五号

岡松 平氏

小筑紫町伊与野

四四七番地二

○補充員(四名)

岡添 吉見氏

小筑紫町湊七三番地

立田 明氏

中央三丁目八番七十六号

村中 純氏

和田七九八番地二

柴岡 喜美子氏

大深浦一〇二番地

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書

わが国は、世界第三位の経済大国であり、基本的人権を尊重する成熟した民主主義国として、また、優れた文化を有する「おもてなし」の国として、国際社会において高く評価されている。

このことは、外国人観光客が毎年増加し、年間一千万人を超える状況を見ても明らかであり、政府は近い将来、年間二千万人の外国人観光客の受け入れを目標に掲げている。そうして、国内には在日韓国人をはじめとする二百万人以上の外国人が居住し、納税などの義務をはじめ、地域社会に応分の貢献を果たしながら生活を営んでいる。

ところが近年、在日韓国・朝鮮人や人権団体を標的としたヘイトスピーチが日本各地で頻繁に発生し、多くの人がびとが心を痛める事態となっている。ヘイトスピーチをおこなう団体は、繁華街などで拡声器を使って怒声を飛ばし、人種・民族差別的表現で憎悪を煽り、我が国の新たな人権問題として深刻化している。

こうした事態を憂慮する国内各界や国連をはじめとする国際社会からは、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックという国際交流の一大イベントを控えている日本政府に対して、ヘイトスピーチによる人種差別行為への速やかな法的規制を求める声が上がっている。最高裁はすでに「在日特権を許さない市民の会」によるヘイトスピーチが「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤

廃条約）」違反の人種差別であるとした京都地裁及び大阪高裁の判決を認める確定判決を下している。

我が国が批准した国際条約と、基本的人権を謳った日本国憲法の理念に基づく国内法を整備することは、我が国に対する国際社会の信頼を揺るぎないものとするためにも、また、国内における人権尊重の姿勢を全うするためにも、焦眉の急を要する課題であり、日本国としての責務でもある。よって、宿毛市議会は人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを禁止し、規制する法律の制定を強く求めるものである。

◎「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書

高知県では今、教職員不足が深刻である。

教職員の異動発表時に「臨時が五名着任する予定である」と説明された学校で、臨時教職員は三名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校がある。病気休暇の代替教員が配置されず、教

頭先生が学級担任になって授業を行っている学校がある。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導ができないままの学校がある。養護教諭として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校がある。小学生一年生で独自の三十人学級措置をしようとしても、異動発表後に児童数が判明したため新たに配置できる教員がいないとの理由で必要な教員が配置されず、三十人学級の措置ができないまま一年間授業をしようとしている学校がある。

これらはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態である。こうした事例がすでに三十校以上の学校で起こっている。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現実である。

高知県では一年間に約三百人の教職員が病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっている。年度の最初である一学期の時点でこれだけの臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教員確保が

大変危惧される。

子どもたちに教育を保障するためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みが必要である。

以上の理由により、高知県並びに高知県教育委員会に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。また、より一層の臨時教職員の待遇改善を実現すること。
- 二 必要な教職員は、正教職員で確保すること。
- 三 教職員の病休取得者が減るよう、労働安全衛生の施策を充実させること。



▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

| 番号 | 件 名 | 議決結果 |
|-----|--|------|
| 第1号 | 集团的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書の提出について | 不採択 |
| 第2号 | 「安全保障関連法案」の制定の中止を求める意見書の提出について | 不採択 |
| 第3号 | 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について | 継続審査 |
| 第4号 | 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について | 採 択 |

なお、委員長の審査報告は以下の通りです。

陳情第1号・第2号について

この陳情2件は、提出者並びに標題は異なっておりますが、陳情趣旨としては同じであると判断し、同時に審査いたしました。

陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、平和を守り、

者が違憲であり、まず憲法改正が必要である。との見解を示しているにもかかわらず、内閣は強引に制定を進めている。との意見も出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第4号について

陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、宿毛市の実態をみても、臨時教職員及び正教職員の確保は難しく、さらには多忙で子どもに向き合う時間がない教職員や、病気休暇の教職員が増えているという現状であることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第3号については、今後なお審査を要するため、継続審査となりました。



各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

| 議 席 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|-----------------------|---------|-------|--------|-------|------|------|-------|-------|------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 氏 名 議 決 結 果 番 号 | 議 決 結 果 | 川田 栄子 | 川村 三千代 | 原田 秀明 | 山岡 力 | 山本 英 | 高倉 真弓 | 山上 庄一 | 山戸 寛 | 岡崎 利久 | 野々下 昌文 | 松浦 英夫 | 寺田 公一 | 宮本 有 二 | 濱田 陸 紀 |
| | 議 決 結 果 | × | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × | 議 長 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 陳情第1号 | 不採択 | × | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × | | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 陳情第2号 | 不採択 | × | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | |

[○：賛成 ×：反対]

表彰

四国市議会議長会及び全国市議会議長会より、次の方々に對して表彰状が授与されました。

全国市議会議長会

【特別表彰】

- ★議員二十年以上
濱田 陸 紀 議員

四国市議会議長会

【特別表彰】

- ★議員二十四年以上
西郷 典 生 前議員
 - ★議員二十年以上
濱田 陸 紀 議員
 - ★議員十六年以上
寺田 公 一 議員
宮本 有 二 議員
浦尻 和 伸 前議員
 - ★議員十二年以上
浅木 敏 前議員
中平 富 宏 前議員
- 【一般表彰】
- ★議員八年以上
岡崎 利 久 議員
野々下 昌 文 議員
松浦 英 夫 議員



● 議会用語 Q & A

Q 委員長報告とは。

A 委員会は、付託を受けた議案や請願・陳情の審査を終えた時、報告書を作成し委員長から議長に提出するとともに、委員長は本会議で審査の経過と結果の報告をします。

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈 編 集 委 員 〉

〈 編集後記 〉

残暑お見舞い申し上げます。去る四月の統一地方選挙において、五人の新人を含む十四名の第十七期宿毛市議会議員が選出され、フレッシュ感あふれる議会構成となりました。

向こう四年間、市勢の発展のために全力で取り組む所存であります。

さて、六月議会では本誌でお伝えしたとおり、十一名の議員が市政全般について質問し活発な議論が行われました。

これから一年間、私たち五人のメンバーが議会活動について広報して参りますので、市民各位のご愛読とご指導をよろしくお願いいたします。

今年の夏も大変厳しい暑さが続いております。皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 松浦 英 夫
- 山 本 英
- 高倉 真 弓
- 野々下 昌 文
- 寺田 公 一